

経済産業関係 令和5年度（2023年度）税制改正のポイント

1. スタートアップ・エコシステムの抜本強化

① スタートアップへの再投資に対する非課税措置の創設（エンジェル税制の拡充等）

・スタートアップエコシステムを抜本強化する観点から、エンジェル税制において、**保有する株式を売却して初期のスタートアップに再投資する場合や自ら起業する場合における非課税措置を創設（上限20億円）**。加えて、利便性向上のための必要な見直しを行う。

② オープンイノベーション促進税制の拡充

・スタートアップの出口戦略の多様化の観点から、**特にスタートアップの成長に資するものに限定し、事業会社がスタートアップをM&Aする時の発行済株式の取得に対しても所得控除25%を講じる**。

③ 研究開発税制の延長・拡充

・スタートアップとの共同研究等を促進するため、**オープンイノベーション型におけるスタートアップ定義等を見直す**。

④ パーシャルスピノフ税制の創設

・大企業発スタートアップの創出や企業価値向上に向けた事業再編を促進するため、**元親会社に一部(20%未満)持分を残すスピノフにおいても、一定の要件を満たせば株主等に対する課税を繰り延べる特例措置を創設**する。

⑤ スtockオプション税制の拡充

・ディープテックなど事業化まで時間を要するスタートアップ等を後押しするため、一定の要件を満たしたストックオプションの**権利行使期間を現行の10年から15年に延長**するとともに、保管委託の運用について、見直しを行う。

⑥ 国外転出時課税制度の見直し

・スタートアップの海外進出を促進するため**株券を発行することなく担保の提供を可能とする等の所要の見直し**を行う。

⑦ 暗号資産の期末時価評価課税の見直し

・新たな産業領域であるWeb3.0について、新規事業立ち上げ等に支障のない事業環境を整備するため、**自己が発行し発行時から保有し続けている等の要件を満たす暗号資産については、期末時価評価課税の対象外**とする。

2. 人への投資・イノベーション促進とカーボンニュートラルへの対応のための取組

① 民間企業等の教育への積極的な関与を促進するための税制上の措置

- ・私立の大学・高専・専門学校(大学卒業相当)を設置する学校法人等の設立の為に**企業が支出する寄附金**について、一定の要件を満たした場合は、これまで必要とされていた**個別審査等を行わずに全額損金算入**を可能とする。

② 研究開発税制（試験研究費の税額控除等）の延長・拡充

- ・民間の研究開発投資に対しより**メリハリの効いたインセンティブ**がより多くの企業に働くよう**一般型を見直す**とともに、スタートアップとの共同研究等を促進するため、**オープンイノベーション型におけるスタートアップ定義を見直す**ほか、イノベーションの源泉となる**博士等の高度研究人材の活用に対する優遇措置の創設等**を行い、**3年間延長**する【一部再掲】。

③ DX投資促進税制の延長

- ・企業のデジタルトランスフォーメーションを促進するため、**DX人材育成・確保等の見直しを行った上で2年間延長**する。

④ エコカー減税等の車体課税の見直し

- ・厳しい物価高と納期長期化に直面する消費者の負担増を踏まえ、**エコカー減税・環境性能割について**、異例な措置として**現行制度を2023年末まで据え置く**（クリーンディーゼル車に対する現行の取扱いも、2023年末まで延長）。**据え置き期間後**は、燃費性能の向上を踏まえつつ、**現行の優遇規模を維持**する形で**2025年度までの見直しを実施**。
- ・**自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がり**等を踏まえつつ、**自動車関係諸税のあり方を中長期的な視点で検討**する。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、**利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組み**について、次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。

⑤ エネルギー安定供給の確保

- ・**バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税の免税措置**や**石油精製時に不可避に発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置**を**5年間延長**する。
- ・**電気供給業及び一部のガス供給業における法人事業税**について、一般の事業との課税の公平性の確保、カーボンニュートラルやエネルギー安定供給の観点から、**課税方式の更なる見直しを引き続き検討**する。

⑥ 特定小型原動機付自転車に係る所要の措置

- ・**特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の税率**を、現行の原動機付自転車の税率を踏まえ**2,000円**とする。

3. 中小企業・小規模事業者の設備投資・経営強化/地域経済を牽引する企業の成長促進

① 中小企業の設備投資や賃上げに向けた事業環境の整備

- ・さらなる円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレや引き続き新型コロナ禍において賃上げも求められている中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制**(即時償却又は税額控除10%)及び**中小企業投資促進税制**(特別償却30%又は税額控除7%)を**2年間延長**する。
- ・赤字の中小企業であっても賃上げや前向きな投資を可能とする**固定資産税の特例措置を新設**する。
- ・賃金への課税である**外形標準課税における今後の適用対象法人のあり方**については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら**引き続き慎重に検討**を行う。

② 中小企業の経営基盤強化・研究開発支援等/地域経済を牽引する企業の成長促進

- ・**中小企業軽減税率**(所得800万円まで、法人税率を19%→15%に軽減)を**2年間延長**する。
- ・中小企業の研究開発促進の為、**中小企業技術基盤強化税制**(試験研究費の税額控除等)を**見直し3年間延長**する。
- ・激化する自然災害等への事前対策を強化するため、防災・減災に資する設備投資を後押しする**中小企業防災・減災投資促進税制**(特別償却18%)について、**耐震装置を対象設備に追加した上で、2年間延長**する。
- ・**インボイス制度導入**にあたって、中小・小規模事業者の負担軽減や影響最小化のために、以下(1)~(3)の措置を講じる。
 - (1) 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の**納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置**
 - (2) 一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、**帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の負担軽減措置**
 - (3) **少額の返還インボイスについて交付義務を免除**
- ・地方自治体と連携して地域経済を牽引する企業の成長を促進すべく、**地域未来投資促進税制**(特別償却20~50%又は税額控除2~5%)における**上乗せ支援の対象を追加した上で、2年間延長**する。

4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備

- ・諸外国との並びで**新たな国際課税制度(グローバル・ミニマム課税)**が導入される場合には、同制度及び既存の類似措置(外国子会社合算税制)の簡素化等により、企業の事務負担を軽減する。